

「滋賀県多文化共生推進プラン(第2次改定版)」の概要について

第1章 プラン改定にあたって

1 背景・趣旨

- 本県の外国人人口は、平成26年(2014年)以降増加傾向であり、令和元年(2019年)末では32,995人。滞在の長期化・定住化傾向。
- 国においては、平成31年(2019年)4月1日改正入管法が施行され、新たに在留資格「特定技能」が創設された。国として、長期に滞在する外国人の受入れ拡大の方針が示され、今後さらなる外国人住民の増加が見込まれる。
- 「地域における多文化共生推進プランについて」(平成18年(2006年)3月総務省自治行政局国際室通知)に基づき、「しが多文化共生推進会議」を設け、提言(平成21年(2009年)11月)を受け、平成22年4月にプランを策定。平成27年度に策定した改定版のプランの計画期間が令和2年(2020年)3月に終了。
- 経済・社会情勢の変化やそれに伴う課題への対応など、より実情に合ったプランとなるよう見直しを行う。

2 プランの位置づけ

- 「滋賀県基本構想」の理念をふまえ、本県が取り組むべき多文化共生の社会づくりについて、各主体が取り組む方向性を示す指針

3 計画期間

- 令和2年(2020年)度～令和6年(2024年)度の5年間

第2章 多文化共生を取り巻く現況

- 滋賀県人口:人口減少局面に入った。
- 県内外国人人口:令和元年(2019年)12月末現在、滋賀県の外国人人口は32,995人、平成26年以降増加傾向。
- 国籍等別:国籍等別では、ブラジル(9,209人、27.9%)、中国(5,581人、16.9%)、ベトナム(5,003人、15.2%)、韓国・朝鮮(4,467人、13.5%)、フィリピン(2,599人、7.9%)の順。国籍は108カ国1地域と多国籍化が進展。
- 在留資格別:在留資格別では、「永住者」(9,286人、28.2%)、「技能実習」(6,326人、19.2%)、「定住者」(5,250人、15.9%)で外国人人口全体の63%を占める。
- 外国人労働者等:令和元年(2019年)10月末現在、県内の外国人労働者数は20,058人、外国人雇用事業所数は2,075と過去最高
- 日本語指導が必要な外国人児童生徒等:平成30年(2018年)5月1日現在、県内の日本語指導が必要な外国人児童生徒等の人数は1,365人と増加傾向。

第3章 多文化共生推進に関する基本的な考え方

1 滋賀県がめざす多文化共生社会の姿

- (1) 県民一人ひとりが、地域社会の担い手として対等な関係を築くことを目指しながら、多様性を生かして活躍すること、地域社会や経済が活性化しています。
- (2) 互いの文化を尊重し、県民の異文化理解力や国際感覚が向上しています。
- (3) すべての人が利用可能なユニバーサルデザインの地域づくりが進んでいます。
- (4) 多様な主体と協働した地域づくりが進んでいます。
- (5) 県民の人権意識が高揚しています。

2 基本目標

滋賀県で暮らし、働き、学ぶすべての人が、国籍や民族などの違いにかかわらず、相互に人権と個性を尊重しながら、多様性を生かして活躍できる多文化共生の地域社会を目指す。

《多文化共生とは》

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

(平成18年(2006年)3月 総務省「多文化共生の推進に関する研究会報告書」より)

第4章 多文化共生施策の推進

《推進体制》

- 各主体の役割(県民、自治会など、大学、企業、市民活動団体、国際交流協会、県、市町、国)
- 推進体制(滋賀県入管法改正に係る庁内対応検討チーム、広域的な連携)
- プランの進行管理(事業進捗状況把握、中間・期末評価)

第5章 多文化共生施策の展開

【行動目標1】 ところが通じるコミュニケーション支援



外国人県民等が、生活に必要な情報を確実に入手でき、地域社会で円滑なコミュニケーションを図れるよう支援します。

施策の方向性(1) 地域における情報の多言語化

- ①多言語による行政・生活情報の提供
- ②外国人県民等のための相談窓口の設置、専門家の養成
- ③「やさしい日本語」等の普及
- ④多言語案内表示の普及
- ⑤さまざまな主体との連携による情報提供

施策の方向性

(2) 日本語および日本社会についての学習機会の提供

- ①日本語学習機会の提供
- ②日本語教育人材の育成
- ③日本語教室への支援
- ④地域日本語教育の総合的な体制づくりの推進 ★

【行動目標2】 安心して暮らせる生活支援

誰もが安全・安心に生活できる環境を整備します。



施策の方向性(1) 安心して暮らせる居住支援

- ①安心して暮らせる居住支援

施策の方向性

(2) 安心して利用できる保健・医療・福祉体制の整備

- ①多言語による社会保障等の情報提供
- ②相談・支援における保健・医療・福祉関係機関との連携
- ③外国語対応が可能な医療機関についての情報提供
- ④外国人患者の受入体制の整備

施策の方向性(3) 災害時への対応

- ①防災知識等の普及啓発
- ②防災訓練などへの参加促進
- ③災害時外国人支援のための人材養成
- ④災害多言語支援の中核的な支援拠点の設置
- ⑤広域的な災害支援体制の構築

施策の方向性(4) 生活安全における支援の充実

- ①地域安全対策の推進
- ②交通安全対策の推進

【行動目標3】 外国人材の活躍支援

地域経済や社会を支える貴重な人材として、外国人材を円滑かつ適正に受入れるとともに、多様な外国人材の活躍を支援します。



施策の方向性(1) 外国人材の受入れと活躍支援

- ①外国人材受入サポートセンターによる支援 ★
- ②適正雇用等に向けた啓発や助言
- ③海外からの外国人材の受入れ支援 ★

- ④外国人留学生の県内企業等への就職支援 ★
- ⑤外国人県民等を対象とした職業訓練の機会の提供
- ⑥ハローワークや就労支援窓口における多言語対応 ★
- ⑦外国人材のニーズや受入れ状況の把握、関連施策の推進等 ★

【行動目標4】 次世代を担う人材の育成

子ども一人ひとりの個性を大切に、未来を拓く心豊かでたくましい人づくりに取り組みます。



施策の方向性(1) 教育環境の整備

- ①外国人児童生徒等日本語指導対応加配教員の配置等
- ②外国人児童生徒等の受入体制の整備
- ③外国人児童生徒等の教育に関わる課題や施策についての情報交換
- ④外国人児童生徒等の教育に携わる教員の研修
- ⑤児童生徒への多文化共生社会に対応する国際理解教育の推進 ★
- ⑥外国人児童生徒等の進路支援への取組み
- ⑦外国人児童生徒等の支援に取り組む市民活動の推進
- ⑧外国人学校の法的地位の明確化の推進
- ⑨外国人学校への体験学習支援
- ⑩夜間中学校設置に関する検討 ★
- ⑪外国につながるをもつ家庭・子どもの就学前の教育・保育の充実



【行動目標5】 活力ある多文化共生の地域づくり

偏見や差別の解消を図るとともに、相互理解の促進と、それぞれの強みを生かした活力ある地域づくりに取り組みます。

施策の方向性(1) 地域社会に対する意識啓発

- ①多文化共生の意識づくりに向けた啓発
- ②多文化共生意識を持った行政職員の有成
- ③交流の場づくり

施策の方向性(2) 多様性を生かした活力ある地域づくり

- ①社会活動への参加促進
- ②地域で活躍する外国人県民の情報発信
- ③多様性を生かした地域づくり